

SSKS

2024. 6月号

No. 563

せんかわだより

～あるがままに あたりまえに～



“働く”を支える暮らしの大切さ



【 勤続10年を超える境南葵寮の2名 】

働くうえで、その知識や技能だけでなく、社会のルールやマナーを守ることや、社会から求められることに対して責任を持つこと、周囲と協力することはとても大切です。特に、健康管理や自分で日々の日課を進めることは大切であり、家庭やグループホームにおいても、自分でできることはしっかりととりくむとともに、できることを増やしていく過程の中で、働き続けるために必要な力を養うことができます。

自分らしい暮らしの実現に向けて、自身の可能性にチャレンジする姿はとても素敵です。



社会福祉法人 武蔵野千川福祉会

<http://www.musashino-senkawa.com>



“量”の拡大と“質”の向上

～障害者雇用を取り巻く現状～

昨年度、法人の組織体制の再編成が進み、武蔵野市障害者就労支援センターあるいは、法人内においては新設された利用者支援・相談支援部の中に位置づけられました。武蔵野市からの委託事業であるあるいは、広く障害のある市民を対象とする事業のため、登録者数は近隣市に比べても多い400名を超え、職員の活動範囲は広く、障害のある人への就労支援だけでなく、企業へのサポート、地域のネットワークづくりなども業務に含まれます。

その中で、武蔵野千川福祉会内での連携については適宜柔軟にやってきたものの、支援の方針や足並みをきちんと揃えるといった根本的なしくみづくりの面で課題を抱えていました。今後“福祉から雇用へ”という流れが強くなることを考えると、ご本人の就労ニーズは言うまでもなく、社会のニーズにも対応可能なしくみをより整えていく必要があります、とりくみを検討しています。

障害者雇用を取り巻く法制度の変化

さて、障害者雇用に関する動向は、令和6年4月より大きな転換点を迎えています。

まずは法定雇用率の引き上げです。民間企業における法定雇用率は2.5%に引き上げられ(0.2ポイントの上昇)、企業等における採用活動は積極性を増しています。ここ数年は30名弱で推移してきた“あるいは登録者における新規就職者数”は、令和5年度実績では41名と大きく増加していることから、その影響をうかがい知ることができます。

令和6年4月以降、障害者の法定雇用率は段階的に引き上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%⇒	2.5%⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

さらにこの4月から、特定短時間雇用も雇用率への算定ができるようになりました。これまで「週20時間以上で雇用した方のみを雇用率としてカウントできる」というものから、「週10時間以上20時間未満での就業時間で雇用した場合にも適用する」（対象要件あり）という変更です。4月からの変更点はまだまだあります。短時間で働く人については、その状況と必要性によって、「働きながら、福祉サービスが併用できる」よう、明文化されました。これまで働いた経験が少なくして就職に不安がある場合や、疲労感が働きづらさにつながりやすい精神障害のある人にとっても就職が現実的な選択肢となることが期待されています。

これら法改正の変更からは、“福祉から雇用へ”の流れを加速させることで、障害者雇用の量

の拡大を目指す動きであることは言うまでもなく、私たち福祉サービスを提供する側に向けて、国が何を期待しているのかということが強く伝わってきます。

“雇用の質の向上” 一求められる事業主の責務

国は障害者雇用の“量の拡大”だけを求めているわけではありません。

昨年4月に施行された改正障害者雇用促進法には、雇用の“質の向上”が明記されました。ここでいう“質の向上”とは「職業能力の開発及び向上に関する措置」と書かれており、つまりは「障害者雇用の戦力化」を目指すことだと考えられます。雇用の質を向上しようとするとき、職場における障害理解・本人理解と同じくらい大事なことは、それができる環境のもとで、本人が少しずつでもチャレンジを続けていく姿勢だと考えます。

法人における支援の特徴は「できることは自分で」、そして「できることを増やす」ことです。その過程には、支援者とご本人がやりとりを通じて信頼関係を構築し、支援を受け容れられるようになり、自信を深め、やがては新たな役割を引き受けられるようになる経過があると考えます。「戦力化」というニュアンスとは少し異なるかもしれませんが、障害者雇用の現場においても“質の向上”を目指す時には、まさにこのような支援者のかかわりが必要不可欠ではないでしょうか。

当事者の活躍こそ、障害者雇用の価値を高めることができる

陽太さん。チャレンジャーから一般就労を果たした方です。これまで2つの会社で経験を積み、令和元年より都内の特例子会社でメール室勤務をしています。順風満帆にここまで歩んできたというわけではなく、そのコミュニケーションの取り方から、職場で波風が立つこともあり、そのような時には本人を交え、職場やご家族と話し合い、乗り越えてきた経過があります。

障害特性については、職場の配慮が必要なことは言うまでもありません。しかし、それだけでは十分なとりくみとは言えません。私たち支援者は陽太さんに対して、大人として、有為なひとりの職業人として成長してほしいという気持ちがありますし、その視点に沿った支援をしなくてはならないと考えます。陽太さんも、職場や支援者からのそのような視点での支援を受け容れながら、ご自身もどのような発言や行動が職場で求められているのかをしっかりと考え、支援者が想像する以上に着実に成長を続けてこられた姿には驚かされてきました。

“当事者の活躍こそが、障害者雇用の価値を高めることができる”を実現されている陽太さん、これからも挑戦を続け、私たちを驚かせ続けてください。



【境南葵寮でも大人として自立した生活を目指しています】

（文責：武蔵野市障害者就労支援センターあいる 山岡 誉）

きょうされん第47次 国会請願署名・募金活動 ご報告



署名数 740筆
募金額 98,100円



きょうされんが結成以来続けてきた、47回目の国会請願署名・募金運動が終了しました。

障害のある人や事業所で働く職員の声、障害のある人や職員の実態を広く伝えるためにも、集めた署名は国会に届けさせていただきます！

皆さまのあたたかいご支援、ご協力ありがとうございました。

【とびっくす】～インスタだより vol.12～ #視察研修



武蔵野千川福祉会では、全国各地の関係福祉団体様へ毎年視察・見学研修を行っています。今回は、新人職員含む7名の職員が、4月25日、26日一泊二日の研修へ行ってきました。

社会福祉法人まごころ様では、航空会社からの軽作業や、成田山への土産物製品販売、手打ち蕎麦など、成田市ならではの作業展開をされていました。

株式会社ミナス様では、利用者の方々の得意を活かして、型にとらわれずに作業展開をされていたのが印象に残りました。

地域へのアピールや今後の事業展開についての想い等、さまざま交流することができ、貴重な経験をえることができました。



関係団体視察研修～千葉編～

今月の動向 ～令和6年5月～

- 1日(水) 放課後等デイサービス学習会
児童発達支援学習会
- 7日(火) B型事業所学習会
- 9日(木) 学校向け法人説明会
- 21日(火) 監事会計監査
生活介護事業所学習会
- 22日(水) 監事業務監査
- 23日(木) 実習調整会議
- 24日(金) ビジネスマナー研修

来月の予定 ～令和6年6月～

- 4日(火) 地域生活支援部学習会
- 5日(水) 放課後等デイサービス学習会
児童発達支援学習会
- 第1回理事会
- 7日(金) 法人家族懇談会
常任理事会
- 21日(金) 第1回評議員会
- 27日(木) 常任理事会



社会福祉法人 武蔵野千川福祉会
<http://www.musashino-senkawa.com>

<発行人> 特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区福形3-1-17-102 TEL 03(6277)9611

<編集人> 社会福祉法人 武蔵野千川福祉会 東京都武蔵野市境南町4-20-5 TEL 0422(30)0022 定価 50円